

聖籠町空き家再生支援センター事業実施に関する協定書

聖籠町（以下「甲」という。）と公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）とは、聖籠町空き家再生支援センターの行う空き家等の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として空き家等の利用を希望する者に対し提供する事業（以下「空き家バンク」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、空き家バンクの実施に当たり、物件所有者及び購入又は賃貸希望者が宅地建物取引における交渉及び契約の際に仲介を必要とする場合、乙の協力が得られるようにするため、甲と乙との間で必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 物件所有者及び購入又は賃貸希望者が宅地建物取引における交渉及び契約の仲介を乙に希望した場合、甲からの依頼により協力するものとする。この場合、乙の窓口は公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会新発田支部とする。

2 乙は、甲がホームページ等により公表する空き家等の情報発信が円滑に行われるよう協力するものとする。

（費用）

第3条 乙が第2条の実施に当たり発生する仲介手数料は、物件所有者及び購入又は賃貸希望者が負担する。

（個人情報の取扱い）

第4条 乙は、宅建業法の守秘義務が適用されない個人情報であつて、かつ、本協定により知り得た個人情報の取扱いについては、聖籠町個人情報保護条例（平成16年条例第3号）の規定を順守しなければならない。

（協定の解除）

第5条 甲及び乙は、本協定に違反したときは、催告なしで協定を解除できるものとする。

2 前項の規定により本協定が解除され、乙に損害が発生した場合においても、甲はその賠償の責を負わない。

（有効期限）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書

をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。ただし、甲及び乙が第5条により協定が解除となった場合は、この協定は効力を失うものとする。

(協定の見直し)

第7条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たといきは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成28年 4月27日

新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4

甲

聖籠町長 渡邊 廣吉



新潟県新潟市中央区明石1丁目3番10号

乙

公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会
会長 小林 代士 未

